

この契約はクーリングオフできる？

事業者の巧妙なセールストークにより「契約をした」という相談が多数寄せられています。消費者は事業者に比べ、契約について知識や交渉力が足りない場合が多いものです。不要な契約から消費者を守るため、「不意打ちのある契約」「複雑な契約」「長期で高額なサービス」等、取引の特徴によってクーリングオフ制度が利用できる契約パターンが定められています。

クーリングオフとは、契約後に内容を冷静に考える期間をおき、期間内なら無条件で解約できる制度です。利用には定められた条件があるので、消費生活センターにお問い合わせください。

以下のような事例には、クーリングオフ制度が利用できる可能性があります。

【事例1】 訪問販売、アポイントメントセールス（8日間）

「あなただけ特別」と突然自宅を訪問されたり、呼び出されたりした場所で、高額な着物やアクセサリーを買ってしまった。

【事例2】 電話勧誘販売（8日間）

「おいしくて安いですよ」と電話があり、勧められるままカニを届けてもらうことにしてしまった。

【事例3】 訪問購入（8日間）

「不要の着物を買取る」と事業者が訪問し、強引に貴金属まで安値で買い取られてしまった。

【事例4】 マルチ商法、マルチまがい商法（20日間）

「必ずもうかる」と知人に言われ、商品等の販売組織と契約してしまった。

【事例5】 特定継続的役務提供（8日間）

チラシにあった安価の脱毛施術を受けにエステサロンに行ったら、高額の痩身コースも勧められて契約してしまった。

【事例6】 業務提供誘因販売取引（20日間）

副業目的で在宅ワークの会社に登録し、資金を払ったが仕事が来ない。

※【事例1】～【事例6】の(○日間)は契約書面を受け取った日を1日目として設定されたクーリングオフ期間です。

一部例外を除く店頭での購入、通信販売ではクーリングオフ制度がありません。契約は慎重に結びましょう。ただし、クーリングオフ以外でも解約できる場合があります。解約したいけど「これは解約できない」と一人で判断せずに、消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

ハンセン病と人権

ハンセン病は、らい菌によって起こる感染症です。主に末梢神経や皮膚、目などが侵され、治療をせずに放置すると身体の変形を引き起こし障がいが残る恐れもあります。それが患者に対する差別や偏見となった一因と言えます。しかし、らい菌の感染力はたいへん弱く、また現代では治療法が確立されており完全に治すことのできる病気です。初期に治療を開始すれば障がいも全く残りません。

にもかかわらず、日本では「らい予防法(昭和28年)」などの法律により、ハンセン病患者を強制隔離する政策が長年にわたり続けられてきました。医学の進歩により治る病気となり、患者の隔離が必要ないことが分かってからも法律は廃止されなかったのです。

粘り強い運動が実を結び「らい予防法」が廃止されたのは、平成8年のことでした。その後、ハンセン病訴訟の勝訴と国の控訴断念、ハンセン病補償法の制定へと続き、平成20年にハンセン病問題基本法が成立しました。これにより、ハンセン病であった者やその家族の名誉の回復に向けた取組が進められているのです。

私たち一人ひとりも、ハンセン病と人権について自らに問いかけ、意識を高めていくことが求められています。

※松伏町人権セミナー第4回は、ハンセン病と人権をテーマに開催します。

ぜひお越しください(11ページ参照)。